





No.	分類	年度	法番 /No.	票号 /No.	概要	内容	事務用方針 / WT構成員向け確認事項	構成員回答の要否	構成員回答										事務局意見	事務局への質問	
									A市	B市	C市	E市	F市	G市	H市	I市	K市	地方税共同機構			
21	帳票	3年度	75	511	死亡者一覧	【団体意見】 以下の外部帳票を追加 ・相続人代表者届 ・現所有申告書	【団体】 提案市では、システムから本帳票を出力することを実現しており、提案いただいた帳票「相続人代表者届」及び「現所有申告書」の出力が、システム上で管理している相続人の氏名等の情報から出力される。提案市からのサンプルを参考に「実装してはならない帳票」として外部帳票を追加いたしますが、サンプルを確認いただき、帳票印刷項目として適不足がないかご返信ください。	システム化すること、この程度の業務効率率、納税者の負担軽減につながるのかが確認したい。  システム化をおこなうのであれば、現所有申告書の申請は、みなし所有者を認定する場合に使用すると想定している。死亡した場合に指図する申請では無いので、表現は見直しの方が良いのではないかと。また、新たな帳票形式を指定する相続人指定期、現所有届は、同じ形式で、タイトルを変更して出すことも、使い勝手の良い帳票設計を行ってほしい。  帳票への意見については、別紙「No.22-3別紙_【印字項目】相続人代表者届及び現所有申告書.xlsx」のA9に記入しました。	システム化すること、この程度の業務効率率、納税者の負担軽減につながるのかが確認したい。	過不足はありません。	問題なし。	C市	E市	F市	G市	H市	I市	K市	地方税共同機構	事務局意見	事務局への質問
22	帳票	3年度	78	671	評価証明書	納税義務者が共有の場合、共有者氏名・持分割合の印字を任意で選択できる。	帳票No.78評価証明書においては、納税義務者情報から氏名又は名称を印字することにより、「持分割合」について「実装してはならない項目」として要件化しています。 【団体】 「共有者氏名と持分割合の印字を任意で選択できる。」については、機能要件8.2.1に以下出力設定を実装していただくも良い機能として要件化いたしますが、よろしいでしょうか。 ＜出力設定＞ ・共有者氏名等の欄に対する明書を発行する際、証明書上の氏名（氏名・住所）について、機能要件4.2.1.1の共有情報で管理している各共有者の中から選択した者の情報を印字できること。 ・共有者に対する証明書を発行する際、機能要件4.2.1.1の共有情報で管理している各共有者の中から選択した者の持分割合を印字できること。	承知した	よろしいと考えます。	問題ないが、どちらか一方のみを印字することも可能か？ 持分の印字が必要ない場合もあるので、共有者氏名のみでも可としたほしい。	事務局方針のとおり問題ありません。	問題ありません。	概ね良い。	異議なし	事務局方針でOK	いい	特になし。	事務局意見	事務局への質問		
23	印字	3年度	71, 72	705	納税通知書	納税通知書の印字項目として、区分所有家屋の敷地である土地に係る税額（共有土地税額）を実装すべき項目と考えます。 納税通知書（土地・家屋）	【団体】 一般家屋（共有土地以外の土地）と区分所有家屋（共有土地）を両方所有している場合に、納税通知書及び課税明細書にこのように記載されているかを確認させていただきます。下記パターンに応じてサンプルのご提供をお願いします。 ①一般家屋（共有土地以外の土地）と区分所有家屋（共有土地）をひとつの帳票にまとめて記載している場合 ②一般家屋（共有土地以外の土地）と区分所有家屋（共有土地）の記載がある納税通知書及び課税明細書のサンプルをご提供ください。 ③一般家屋（共有土地以外の土地）と区分所有家屋（共有土地）それぞれ別の帳票に記載している場合 区分所有家屋（共有土地）の記載がある納税通知書及び課税明細書のサンプルをご提供ください。  ①～③いずれもサンプルを参考に、今後区分所有家屋及び区分所有家屋を敷地の別により共有者の住所の振り分けを行います。	①～③に統一して印字している。一般家屋と区分所有を表記で見分けるための区分表示等は必要でない。	明日（5/20）サンプルを送付いたします。  →（事務局）ありかどうかわかりませんが、帳票の内容がパターンごと判別したいです。	一般家屋・土地、区分所有家屋についてはひとつの帳票で、共有土地については別の帳票。サンプルを参照のこと。	①です。サンプル【別紙】納税通知書のとりわけ、提出可能な実例サンプルがないため、該当ページの表記に即したデータをお返します。 実際の表記に準拠してありますが、数値、名称等はご確認をお願いします。	本市の運用は①のみです。	本市はいい。	サンプル参照	I市は①（サンプル別紙）	①	特になし。	事務局意見	事務局への質問		
24	印字	家屋	76, 78, 79, 80, 81, 83, 91	708	各種証明書	【団体意見】 各種証明書（評価証明書、公課証明書等）において、「主税と附属税の別」を印字項目として要件化する必要性を「ご返信ください。」	帳票番号で並び替えられるように登録している。 特に必要はないと考えています。	必要ないと考えます。	特に必要なと考えます。	名称欄に印字がなければ評価証明書が分かりにくいのではないかと考えます。他証明書等は必要性低く考えます。	本市では、課税台帳での評価証明書を出しているため、主税と附属税の別は必要ないかと。	現状そのような機能はないが、照合も必要ないかと。	発行では、主税、附属税を別した上で、評価額など記載し、備考欄に附属建物有と印字しています。「主税と附属税の別」に記載することにより、名称欄を「主税」「附属」の2つに印字し、それぞれからの要領も一定換算できることから主税と附属税の別の印字は必要。	発行K市では、請求書番号ごとに印字しているが、個別で発行依頼があった場合は、個別で出力している。個別で出力した場合は、主税と附属税の別は記載されている場合や備考欄に印字されていることか、納税通知書に印字されていることか、課税明細書の課税明細書と個別の記載がされていることかとも必要ではないかと。	事務局意見	事務局への質問					
25	機能	土地	300		後日回答待ち	前回WTの構成員からの意見を踏まえ、負担調整措置に関する管理項目を検討する。 ・住宅地価 ・現在地価 ・下落率 ・前年度（北澤）課税標準額 ・本所課税標準額 ・現在地課税標準額 ・負担水準 ・負担割合 ・負担区分（実装してはならない項目） ※負担区分（A市指定地の結果、減額区分も併用する項目）とは、当該土地の負担水準が、負担調整措置における分類（例：小規模住宅用地において100%を超える等）に属しているかを表す項目であり、計算には用いないが適用上必要とする団体もあるため実装してはならない項目とする。											事務局方針のとおりいたします。				
26	機能	土地	339		特定共有土地	事務局にて確認いただき、下記のとおり報告いたします。 ＜地方税法施行規則第15条の4-2の1＞ 特定共有土地とは、その土地に存する区分所有家屋の専有割合と割合により共有された土地のことをいう。  現在の標準仕様書では、4.2.1.0＜共有情報＞において「共有者区分（一般共有、区分所有）」及び「当該共有者グループが所有する割合ごとの各共有者の持分割合（登記持分、現況持分）」を実装すべき機能として要件化しているため、特定共有土地の管理について可能である想定です。												事務局方針のとおりいたします。			
28	帳票	3年度	3822		納税通知書の発行日、課税決定日、更正決定日、更正決定日を管理項目として要件化する必要性を検討する。	1.2.1. 2.2.1または3.1.1の課税台帳で管理する情報に「更正決定日」を実装してはならない項目として要件化いたします。 6.2.1.0「名寄情報」に「納税通知書発行日」「課税決定日」をそれぞれ実装してはならない項目として要件化いたします。 ・納税通知書発行日：納税通知書を発行した日 ・更正決定日：課税台帳の情報を修正した日 ・課税決定日：名寄処理を行い、名寄情報を修正した日												事務局方針のとおりいたします。			
29	印字	3年度	276		免税点未満の申告の印字方法	帳票No.58名寄情報（補記）課税台帳の印字項目に「免税点以上と免税点未満の別」を実装してはならない項目として要件化し、備考欄に「免税点未満の別」を印字する等の対応も可とする。上記記載いたします。 【団体】 提出から、名寄標準課税台帳への印字項目の追加を要望する意見があったが、その他の帳票において「免税点以上と免税点未満の別」が必要な帳票があれば教えて下さい。	公課証明書に相当税額を表示する場合は、免税点未満の申告のみ「A」を表示する等の対応も可とする。上記記載いたします。	特におきません。	問題なし。	本市では土地・家屋のうちからが免税点未満でも最終的に課税が発生している納税通知書に免税点未満の免税標準額が記載されるため、名寄標準と同等に記載することにより、名寄標準と同等の観点から納税通知書への記載も検討すべきと考えます。	【土地家屋】 特になし。 【備考】 地方税法第387条の規定によれば、名寄標準と同等に記載することにより、名寄標準と同等の観点から納税通知書への記載も検討すべきと考えます。	名寄標準（補記）課税台帳のみです。	特におきません。	課税明細書	特になし。	事務局意見	事務局への質問				
30	帳票	3年度	367		出力条件の必要性の確認	F市からの出力条件の必要性について回答いただき、回答内容を踏まえて反映するか否かを検討する。 ・対象となる特種・非課税・減免の類別を指定できること、反映いたします。											事務局方針のとおりいたします。				
31	印字	家屋	707		印字項目 建築年月日	印字項目の全国版合時には、備考欄に「年月日」については「実装してはならない項目」として要件化してあり、建築年月日「年月日」の印字も可能となる想定です。 【団体】 ①機能要件8.2.1において、以下の機能を実装してはならない項目として要件化いたしますが、よろしいでしょうか。 ＜出力設定＞ ・課税台帳上で管理されている「年月日」をすべて出力する。 ・課税台帳上で管理されている「年月日」のみを出力する。 ②帳票出力のために、「年月日」の印字の有無を選択する必要性はないと考えますが、よろしいでしょうか。	承知した	よろしいと考えます。	①問題ない、 ②問題ない。	①②とも事務局方針のとおり問題ありません。	①概ね良い、 ②概ね良い。	異議なし	事務局方針でOK	特になし。	事務局意見	事務局への質問					
34	機能	家屋	2.1.1	1370	家屋の所在地の下限	APPLIC規下以下の住所を、所在地無制限に管理できるシステムも存在するという回答があり、前回WTにおいて、構成員より、100の所在地が設定できれば充分との意見もいただきました。機能要件2.1.1「最低でも100の所在地を管理できること」の要件については、協議のうえに、現在の仕様書では、家屋現況情報に「所在地」を要件化しており、未登記家屋や登記と異なる所在地の家屋も考えられるため、2.2.12の「家屋現況情報」に「所在地（最低でも100の所在地を管理できること）」を追加いたします。 ＜総務省との関係＞ 全国意見照会結果及びWTでの検討を踏まえて、家屋に設定できる所在地の数を100以上として仕様化する方針です。 これについて、仕様化された場合は実装も検討頂く内容か、技術的に可能な仕様となっているか、課題など、ご意見を頂戴できると幸いです。 ＜APPLIC規下＞ 外所在地の管理の必要性が、自治体によって異なります。外所在地を管理する自治体では必須と考えますが、外装だけ管理すればいい自治体、そもそも管理していない自治体もあります。各社の対応状況もまちまちです。家屋データに外所在地を無制限に管理できる、家屋と土地を結びつけて管理する予定です。													事務局方針のとおりいたします。		

No.	分類	異種	法番 /No.	票号 /No.	概要	内容	事務用方針 / WT構成員向け確認事項	構成員回答の要否	構成員回答											事務局意見	事務局より返信
									A市	B市	C市	E市	F市	G市	H市	I市	K市	地方税共同機構			
36	機能	家賃	2.2.1	2.	-	-	【全図体】機能要件2.2.12の「家賃状況情報」における以下項目が何を示すか確認させていただき、 ・建築区分 ・登録年月日 ・原因 ・登録原因年月日 ※上2以下2つの項目が重複しているのではないかと懸念があり、それぞれの項目の意味を確認する必要があると判断いたしました。	● 同名の項目を管理していない。 以下のように確認しました。 ・建築区分 ⇒2×4 などの工夫？ ・登録年月日 ⇒新築家賃として追加した日？もしくは、異動入力した日？ ・原因 ⇒登記簿上の原因事由？ ・登録原因年月日 ⇒登記簿上の原因年月日？	同名の項目を管理していない。 現行のシステムで先の項目は無いため、不明。 ・建築区分：新築、増築など ・登録年月日：家賃を登録した年月日 ・原因：登録した原因のことでしょうか、または登記原因のことでしょうか。 ・登録原因年月日：原因を登録した年月日のことでしょうか、または登記原因年月日のことでしょうか。	・建築区分 ・登録年月日 ・原因 ・異動事由：相続、贈与等 ・登録原因年月日 ・原因の発生日 ・原因⇒新築、増築、改築の区別 ・登録原因年月日⇒本市は適用していません。（空欄のまま）	・建築区分 ・登録年月日 ・原因 ・異動事由：相続、贈与等 ・登録原因年月日 ・原因の発生日 ・原因⇒新築、増築、改築の区別 ・登録原因年月日⇒本市は適用していません。（空欄のまま）	・建築区分⇒「当該年度 新築」に随時処理 増築」等、ただし、本市では「区分」のみで、他の項目は運用していません。 ・登録年月日⇒詳細建築年月日（登記簿記載は基本的に登記建築年月日、未登記家賃は地主からの開示取付による建築年月日） ・原因⇒新築、増築、改築の区別 ・登録原因年月日⇒本市は適用していません。（空欄のまま）	建築区分：「在来分」新築」増築」 ・登録年月日⇒家賃現況情報にはないが、基本情報に異動年月日として使用 原因：登記事由と同様の意味合いか （建築区分とは別の項目） 登録原因年月日：建築区分、原因が発生した日付である。（登録年月日とは別の日付）	・建築区分⇒新築・増築・改築・減失 ・登録年月日⇒家賃現況情報にはないが、基本情報に異動年月日として使用 原因：登録原因年月日については家賃現況情報にはなし	「建築区分」と「原因」に当たる項目は、「異動事由」として新築、増築、減失等を入力しています。「登録年月日」と「登録原因年月日」は「異動年月日」として、新築として登録した年月日や現況画面を修正した日を入力しています。I市の場合ですと、重複していると考えます。	K市ではこの名称の項目がないので不明 【市では項目として】 ・登記識別：登記・未登記の別 ・台帳区分：課税台帳・補充台帳の別 ・所有区分：区分所有家賃かどうか数値有り無し。 ・区域：市街化区域、調整区域 ・工法：一般・プレハブ・2×4の列 ・異動事由-原因日-受付日等がある	建築区分とは「一般家賃」と「区分家賃」のどちらなのか 原因とは「新築」「増築」「改築」などのこと 登録年月日とは「台帳に登録した日」 登録原因年月日とは原因発生日すなわち「新築年月日」「増築年月日」などのことと理解しました。	■回答集計 【No.36建築区分等】シート参照 ■事務局 ・「原因」、「登録原因年月日」については、「建築区分」、「登録年月日」に重複している。又は、「管理していない」と記載いただいた記録が多いため、「原因」、「登録原因年月日」は機能要件から削除いたします。 【E市】 ・異動事由、相続、贈与等 ・原因の発生日 については、2.2.1.の項目「異動事由及び異動年月日」で管理いただく想定です。			